

処 分 基 準

平成28年3月23日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第9条の8第2項
処 分 の 概 要 : 教習射撃場の指定の解除
原権者(委任先) : 三重県公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項(教習射撃場の指定)、同第9条の8第1項(教習射撃場の指定の解除等)・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第61条(教習射撃場の指定の解除)
処 分 基 準 : 教習修了証明書の交付の禁止に対する違反については、違反の態様が特に軽微であり、再発のおそれがないと確実に認められる場合等を除き、教習射撃場の指定を解除するものとする。
問 い 合 わ せ 先 : 三重県警察本部生活安全部生活安全企画課(059-222-0110)
備 考 :